

## 9 南幌町の企業誘致の特例（奨励金、固定資産税関係）

資料7

### （1）奨励金関係（事業用設備等整備、企業立地、雇用）

区分	対象業種	交付要件	補助対象	奨励内容	
				交付額	限度額
事業用設備等整備奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ②大規模小売店舗法立地法に基づく大規模小売店舗。	①町内に事業の用に供する工場等(※)を新設、増設又は賃借により事業の操業を行うこと。 ②事業用設備等(※)の取得価額合計額が3,000万円以上であること。	地方税法第341条第4項に規定する償却資産で償却資産課税台帳に登録されている設備等。	固定資産税課税標準額の20% (賃貸10%)	3,500万円
企業立地奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設等。 ②大規模小売店舗法立地法に基づく大規模小売店舗。	①町内に事業の用に供する工場等(※)を新設又は増設すること。 ②工場等の延床面積が200㎡以上であること。	事業の用に供する工場等(※)で基礎に杭打地業を行った建築物。	工場等の基礎部分(杭打のみ)の固定資産税課税標準額の相当額(賃貸70%)	1,000万円
雇用奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ②大規模小売店舗法立地法に基づく大規模小売店舗。	工場等(※)の新設、増設又は賃借による事業の操業に伴い、常用雇用者を新規に3名以上(南幌町在住者)採用した場合。	事業開始の前日90日から事業開始後90日までの間に雇用した者。(※)	常用雇用者1人につき10万円を乗じた額	500万円

※工場等とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、試験研究を行う事業の用に供する施設及び大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。

※事業用設備等とは、工場等の操業開始の日までに取得した償却資産をいう。

※雇用した者とは、雇用した日から起算して1年を経過した日後において継続して雇用されている者。

### （2）固定資産税関係（免除、減免）

対象業種	要件	内容
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 試験研究施設等	工業等の新設又は増設にかかわる工業生産設備及び、その敷地である土地(取得してから1年以内に当該事業の用に供する土地に限る)の取得価格の合計額が2,800万円を超える場合	新設及び増設後、最初に到来する固定資産税から3年間免除する。 4年目は40%、5年目は20%減免する。